

「井上馨関係文書」所収伊藤博文書翰翻刻

—明治一五年三月から明治二六年四月まで—

井上馨関係文書講読会

伊藤博文は明治期の日本を代表する政治家の一人であり、近代政治史研究において、伊藤博文に関する史料が重要な意味を持つことは言うまでもない。

伊藤に関する史料としては、第一に、当館憲政資料室所管「伊藤博文関係文書」約六千点を挙げる事ができる。伊藤家からの購入文書を中心とし、伊藤博文旧蔵の伊藤宛書翰、案文、自筆覚書を主たる所収史料としている。『伊藤公全集 第一〜三巻』（伊藤博文著 小松緑編 伊藤公全集刊行会 一九二七）、『伊藤博文秘録 正統』（平塚篤編 春秋社 一九二九〜一九三〇）、『伊藤博文伝 上、中、下巻』（春畝公追頌会編 春畝公追頌会 一九四〇）、『伊藤博文関係文書 一〜九』（伊藤博文関係文書研究会編 塙書房 一九七三〜一九八二）等の公刊史料の

底本を多く収めている。

諸家旧蔵文書中の伊藤発信書翰も注目すべき史料である。同じく憲政資料室所管の文書中、約六〇家の文書に存在が認められ、数において際だっているのは、「井上馨関係文書」所収の二四二通、「伊東巳代治関係文書」所収の二二七通、「松方正義関係文書」所収の一四七通である。

これらの伊藤発信書翰を全てまとめた形で公刊したものはないが、「伊東巳代治関係文書」所収書翰については、当『参考書誌研究』第四七・四八号（一九九七）において、「伊東巳代治関係文書」所収伊藤博文書翰翻刻」と題して、二二五通が紹介されている。また「松方正義関係文書」所収のものについても、『松方正義関係文書 第六巻』（松方峰雄〔ほか〕編 大東文化

大学東洋研究所 一九八五」として刊行されている。

さて、本稿にて紹介するのは、当館憲政資料室所管「井上馨関係文書」所収伊藤博文発信書翰二四二通中の一部である。

今回は、憲法調査のため伊藤が渡欧する明治一五年三月から第二次伊藤内閣組閣後の明治二六年四月までの八四通を翻字した。内閣制度の導入、初代内閣総理大臣就任、憲法制定を経て、伊藤が権力の中核にその位置を確立していった時期の書翰である。

井上馨は、木戸孝允死後の長州閥において、伊藤、山県有朋とともに「長州の三尊」と称され、伊藤の若年からの盟友であった。明治一五年から明治二六年までの間、外務卿および第一次伊藤内閣の外務大臣として条約改正交渉にあたり、次の黒田清隆内閣では農商務大臣を務めるものの辞職、その後の第二次伊藤内閣では内務大臣を務め、伊藤にかわって明治二五年一月から翌年二月まで、内閣総理大臣臨時代理をも兼務している。

この時期の「井上馨関係文書」所収伊藤博文発信書翰には、組閣、条約改正交渉、議会対策等に関する意見、政治家の動き等の政界情報が含まれる点が重要である。また、盟友井上に対する伊藤の心情吐露が書翰の随所に観られるのも興味深い。同時期の「伊藤博文関係文書」所収の書翰や覚書、他家宛の伊藤博文発信書翰と併せて丹念に読解して行くことにより、新たな情報が浮かび上がることが期待できる史料である。

本稿の執筆者となっている「井上馨関係文書講読会」は、鳥海靖先生（政治史料課前客員調査員）が講師を務められた平成九年度「図書館情報学専門研修」受講生を中心に結成された。

現在は、沼田哲先生（政治史料課客員調査員）に御助言を頂いている。メンバーは次の通りである。芦田淳、上田由紀美、大沼宜規、鈴木宏宗、竹林晶子、富田圭一郎、中澤彰人、中島尚子、幡谷祐子、膝館寿巳恵（五十音順）。

凡例

本稿は憲政資料室所管「井上馨関係文書」中の井上馨宛伊藤博文発信書翰につき、明治一五年三月から明治二六年四月まで発信の八四通を翻刻、掲載するものである。

これらの書翰は、全て当館作成の「井上馨関係文書」冊子体複製版に収められ、憲政資料室において閲覧に供されている。翻刻にあたっては、次の方針に拠った。

- 1 書翰の配列は「井上馨関係文書目録」（国立国会図書館参考書誌部編 国立国会図書館 一九七五）（憲政資料目録第一〇）中「書翰の部」の「伊藤博文」項目の配列に従い、便宜上一〜八四の通し番号を付与した。通し番号一〜六二の書翰は「井上馨関係文書」冊子体複製版の第七冊に、六三〜八四の書翰は第八冊に収められている。
- 2 年月日は、同目録に従って表記した。
- 3 漢字は原意を損なわない限り常用漢字を用いた。
- 4 片仮名は名詞以外は原則として平仮名に統一し、変体仮名等もつとめて現行通用の平仮名に改めた。
- 5 誤字、当て字等は原史料のままとした。
- 6 便宜のため句読点を付した。
- 7 封筒の表裏の記載他を註記した。

一 明治15年3月22日

別来未経旬候処、海波一帯千里隔絶、賢台依旧公務御執掌之事と遥察仕候。小生一行昨廿一日午後四時頃香港へ到着、航海一周日海波静穏無風無涛一人も船に酔も無之真に愉快を覚申候。今晚夜船に而広東へ罷越候筈、当港鎮台も二週間前印度に向て去る。ピットマン頻に周旋今晚も同行之筈。張樹声面会少々面倒なる趣多分止め可仕候。大礼服に而不罷越而は不相成慣例之由、殊に彼よりも答札等有之一日之滞在に而も一屋を借り不申而は其引受も不出来との趣頗繁雜なる模様御坐候故、不任心底候。尚広東より帰港之上詳細可申上候。仏船は廿七日当港解纜之筈に付廿五日には帰可申候。西園岩倉其外随行一統皆々健全夫々御通知奉願候。山県西郷松方山田諸先生へ此度は呈書不仕御致声奉願候。留守へも同様に御坐候。勿々頓首再行

三月廿二日

博文 拜

馨賢台

海軍卿へ別而宣布、解纜之節は殊に同卿之厚意を荷感謝之到なり、此意乍失敬御通報被下度候。

二 明治15年6月9日

細君謁見之処大臣へ相伺宮内卿を以、聖上に相伺候処洋服之俵に而鎮台の細君と一同に謁見可被仰付との事に御坐候、尤皇后は昨日来少々御不例に被為在候に付、明朝之御模様を而御差支

なれば宮内より直々御通達に相成筈に御坐候。若又明朝皇后御不例なれば御快気次第に可相成事と奉存候。聖上御着服之儀は大藏卿迄宮内より照会中之趣に御坐候処リードの時は御略服之由黒に雜ひのある通常之フロックコートには無之候、多分此後同様之事に可有之と奉存候。為之。勿々敬具

六月九日

博文

馨老台

〔註〕 明治12年のものと推定される。

三 明治15年7月5日

五月二日之貴翰六月二十六日相達敬誦仕候。本年も亦御宿痾再発、御困難之趣、百事御多忙之際故に御困却之事と不堪遥察。乍去昨年程之御大患に無之候は、御不幸中之幸と謂わざるを得候。○条約改正一条追々進歩、既に税目之談に迄及び、英公使殊に尽力之趣、さすがに非常之人物丈け之事有之候と感心仕候。勿論賢台之御待遇其宜を得たる之効とは乍申、真之ブラクチツカルメンは彼れ一人と申上も我国駐劄公使中恐らく其右に出るもの有之間敷、此往何卒実地に被行候運に到れかしと祈念仕候。○当国ビスも議院之反対多く、同人之宿望たる烟草専売も到底不被行、已に三回迄も議會に付し、早晚大敗に而此節杯は反対論者二百六十余に而、賛成者は僅に四十余名なり。乍然此議案に付而は反対党之有力者之有無に因るに非ずして独逸一般烟草製造者之不服なると、貧人に不幸を蒙らしむるの点に而、

ビス之論する所を誰も至当とせざる趣に被察申候。小生が此頃講釈を聞くグナイスト杯も甚不服を唱へ居申候。何分ビス先生も如意ならざるより、近頃は頻りに怒氣を發し、配下の連中も其顔色を伺ふて事を為すの勢に被察、勿論同人病氣も兎角全癒に不到候故多く其領地に引籠居候。閉院前に暫時帰府して兩三回議院に臨、毎度二時半計の長演説なるに音声甚微にして能く聞取りたる者少しと云位なり。是れ健康も甚インヘリヲノルなる事を知るに足れり。○小生到着後名刺を投したれば彼より名刺を返したる迄に而未経一面、即今彼かエキサイトメント之最中に面会するも妙は無之と相考申候。青木は頻に心配いたし小生を為引合度企望之様子に御坐候へ共、彼是都合出来兼候事と被察候。外務卿農務卿等には數回面晤種々談話を討窮するは不能事にして学識ある先生に就て時間を惜まず閑談する事を得るの外妙は無之と奉存候。グナイス師も来八月初旬より入浴之筈に御坐候故、事宜に寄り同時より澳國に赴き、彼國之有名なるスタイン師を訪ひ其説を承り度企望罷在候。同師は炎暑中其所有地に在る山間の湯治場に避游するとの事に付、其地に就て学ひ候積に御坐候。何分独逸之事を取調候には独逸字に通曉する者を送らされは不自由勝に而実に困難の事不少、殊に憲法や行政の取調にはテカニツカルの言語多く、小生も英語に引合せ其意味を解釈する事を得る位に而頗難澁を覚へ申候。乍去憲法の良否得失を講論するは実に寢食を忘するの心地仕候。決して箇条に付其文意を解する位に而は其精神も實際も吞込候事は出来不申、学問上の分析に而其事柄に付論窮不仕而は只皮相の事の

みに御坐候。成丈其骨子の在る所を探求し、幾分か其功能を得度ものと熱心罷在候。有栖川宮既に御発途之趣柳原より伝承仕候処、魯帝即位は其期未定、恐らく今年は六ヶ敷かと奉存候。御到着之上何卒歐洲之形勢を熟覽有之度と希望仕居候。板垣外遊之事は彼是御高配之趣、是非一応来遊いたし候様御工夫有之度奉存候。柳原も已に兩回当地へ罷越候に付、懇々現情及將來之都合等をも申聞せ候処、余程憤發仕居候故、岩公へも此旨御伝言可被下候。内閣諸公へ別書差出不申候故賢台より宜布御鶴声可被下候。為其。勿々拝具

七月五日

世外老台

博文

四 明治16年1月8日

条約改正之事は各國公使等之報告に而万事御熟知之事に可有之候処、英仏共に頗る六ヶ敷、独逸は聊か助くるの内意あるか如くなれども、是以引当には不相成、青木へも僕頻に八ヶ間布申聞、何卒尽力為致度候。近日事儀に寄り僕ビスに面会之都合も出来候哉の内話も有之候故、場合を見て申込候積に御坐候へ共、政談をされては即答に困却する杯、過日むすこに面会之節内話有之、旁引当てには難相成、唯外務に奉勤するホーレーベン稍引受能き方に御坐候。愚考に而は今一度是非独逸をして、イニシエチーブを為取、成るも不成も結局を試るの外無之相考申候。乍然法権は到底如我意不相成は判然に御坐候。此儀は道理より寧ろ宗教論の為めなる事不容疑、松方兄へ差送りたる書面と対

照御覽可被下候。為其。勿々敬具

一月八日

博文

世外老台 坐下

伯林公使館書記生山県伊三郎帰朝之事、山県へ申遣置候。同人不承知無之候へは僕と同時に帰朝御申付可被下候。

五 明治16年3月1日

爾來御壯剛奉敬賀候。今村和郎留學之儀過般御通信之通此節申立置候間、至急御裁可電報を以て速に御報知奉願上候。後藤板垣等も戸倉の金五千円を岡本其外に被押為換無之為めに大困窮、夫故今村に相渡可申金も余分無之趣、旁早く御運ひ相願度との事なり。○後藤は伯林に而面會談話相分候得共、板垣は到底不可化ものに可有之と被察候。即今小生ブルクセル滞在中に付同人を巴黎より呼寄面會仕候処、丸て話にならぬ自由由に而仏蘭西の如きは未だ不自由國に而不足取と謂か如き有様に而、誰も相手になる者は無之候。後藤は維也納へ罷越スタインに面會談話を聞く筈に御坐候。是も四五日中は巴黎へ帰り可申候。○小生は両三日中より竜動に渡り四月下旬又は五月の初に出立帰途に上る積に御坐候。余は讓後鴻。時下御自愛は折勿々敬具

三月一日

博文

世外老台 梧下

六 明治16年4月27日

爾來御清穆敬賀仕候。陳小生儀も愈一兩中發途巴黎へ渡航花房面會之上魯京へ罷越候積に御坐候。此度は即位式も延行之模様無之、愈決行之事と被察申候。入費之儀は彼是御手数を煩し恐縮之至に御坐候処、何分諸品騰貴、不得止儀は洞察可被下候。右請求高に而も或は不足相生候歎難計尚現情に依り相伺候心得に御坐候。英國滞在殆んど二箇月間毎日取調に従事、徹頭徹尾要領は尽し候心得に御坐候。乍去憲法政治之事は学得るに隨て其難事たるを感覺仕候。勿論面晤に細慮を尽し可申に付相略申候。条約改正一条独逸政府より窃に周旋するの目的に而各國へ廻文を差出候筈、詳細青木より及御報道候儀と奉存候。独人雇入之事も多少ビスの感覺を引起し、我日本之為にインテレストを為持度之内意も相合居候事に御坐候故、不惡御承知被下度候。当國に而グランビルにも面會仕候へ共、外交談話の時機に無之候故不申出候得共、近日發途前森より為及照會、一応條約之事も及開談度愚考罷在候。板垣後藤も已に渡英、面會も仕候処、板垣は到底歐洲之事情を解得する事難かるべしと被察申候。後藤も格別得る処可有之とは不被思候得共、到底学問なくては歐洲政治は不出来との感覺有之様被察申候。柳原帰朝に付而は同人之將來政治目的をも承候処、一切害に相成候様之事は無之、先つ到て穩当なる論に御坐候故、条岩一公に於ても左程御心配之事は有之間布と奉存候。尚御直話に而御聞取可被下候。仏國の東京処分は愈着手之筈に御坐候処、此事を朝鮮一条と交渉せしむるは甚難し。仏人自からも独行之積に御坐候故、今縱令我より少々鼓動したりとて功能は無之と被察申候。英國

議事に而も兩三日前内閣へ問題を懸け候議員有之候へ共、更に頓着する模様無之候。曾紀沢は即今仏政府へ対し談判中之様子に有之候へ共、仏も之か為めに躊躇するの積には有之間布、到底兵力を用ゆる迄に支那之手段が及ふ時は、随分大事件に立到可申。乍去愈仏政府の政略断行之場合に到候へは、支那人も抵抗は出来申間布と被察候へ共、前途之現況に依り我外交政略も抑揚制其宜の外無之事と奉存候。○先便森帰朝之儀申上候処如何御考案有之候哉。同人も当国に而学者仲間と頻に交際せしに依り、余程昔日の觀を改めたる様覺へ申候。学問上の事に為骨折候は随分可然様奉存候。青木も固より細君の異存に不関して引戻し御登用相成候へは大に便益たる不俟論。乍然賢台の後任と云に到ては如何可有之歟。同人の人物論に無之、第一賢台の勤止上より甚六ヶ敷事に可有之、此儀は拝晤之上ならては議論ケ間布難申上候。甚乍失敬山県松方諸先生へ宜布御伝言奉願上候。余り能き者には無之候へ共夏服引地少々差送候間御落手可被下候。小生帰朝は八月頃に相成可申、此段御含置可被下候。為其。勿々敬具

四月念七日

博文

七 明治16年²²4月28日

別紙相認置候後光明寺書記官及マルシヤル等より之通信有之、仏政府東京一条に付支那に對し我と協同云々之内議有之候趣に御坐候処、如何程之点迄協同之効力を達せしむる意底なるや、充分相探候上ならては容易に乘し候訳に參申間布愚考仕候故、

一兩日中小生巴黎へ罷越深議相試候上、以電報可及御照会候。談判書はマルシヤルより直に差上候趣に付別に不呈候。別紙は仏公使館書記生大山より小生へ差出候書面に御坐候。為御一覽封入仕候。敬具

四月廿八日

外務脚殿

博文

八 明治16年12月23日

別後御清適既に温泉へ御到着之趣敬賀仕候。御発足後錦城無異情、地位轉換之諸卿も悉皆都合能、属官等之折合も意外に安然に御坐候故、轉換は無効には無之事と確信仕候。過る十九日兵庫より之貴電落手、吉田を司法大輔へ転任、河瀬を竜動駐劄公使に被任度との御企望に御坐候へ共、河瀬去就は同人に於ても未定に而、兎も角も一応関西巡視帰京之上と申事に相成居候故、即今他へ移転之事難言出事情に有之、旁愚考に而は吉田は矢張參事院へ転任之外致方有之間布と存候。尚又西郷山田等之議論も、吉田を司法へ転勤候事は不同意之様子に有之候故、旧議の如く取計候外有之間敷、尚御考案も御坐候へは御告声可被下候。森公使より差送候条約改正に付而之英廷之意見は頗難題而已に有之候処、愚考に而は即今電報を以不同意之廉を挙げ彼の政府へ返答に及候共、充分我政府之意を貫徹する事難かるべくに付此仮に聞き、プランケット到着改正事件開談之上、不同意之廉は其事理を明にし、御弁折有之候方可然歟と愚考仕候。此儀も電報写は已御落手之事に付逐条御意見御示可被下候。清仏

愈開戦と相成候節局外国同盟之事に付英廷より電信に而通知有之候儀に付、賢台より独逸公使へ御内話有之候末、同人より日清条約之第十五条、嗣後兩國倘有与別国用兵情事応防各口岸一經布知便應暫停貿易及船隻出入免致誤有損傷云々之処を持出し日本は此特約あるを以他の局外国と同一の動作を為す事不可能、小子の所見如何と之内問有之候に付、小子は却て局外国の清国開港場を視る事、清国を以てするか或は局外中立の地を以てするかの間を起し候処、英独政府は多分局外地を以てすべしとの事に之候故、左すれば彼の第十五条は實地に於て何も差支無之趣相答置申候。尚得と御熟案被成置度候。森公使はプランケット出立之上帰朝御許可相成可然と存候処、是亦尊慮御垂示有之度候。先日御出立後之要事而已大略申上候。為其。勿々頓首再行

十二月二十三日 於横浜認

博文

井上外務卿殿

〔註〕 封筒表 「〔愛〕 媛県下伊予国道後湯同町 市藏方 〔外〕

務卿井上馨殿 參議伊藤博文 内啓至急親展」

九 明治16年12月27日

電報を以て大意既及御通知置たる如く、条約改正一条に付英政府の見込難致同意箇条中尤緊要之廉を列挙し、電信を以森及青木に及訓示、写は既に御浴場へ書記官より為差送置候。賢台の如尊慮悉皆は履行不仕候得共、大少輔遂協議昨年来我政府よ

り外国に申込たる言辞の事迹等を追隨する時は、多少省慮を加へざるを得ざる事情も有之、聊モデヒケーションを為し、竟に電報写の通り成案いたし候間、不惠賜御寛恕度候。吉田大輔轉官之儀に付、司法省可然との御教示に有之候処、同意少數而已ならず、今阿三月は川瀬不在に付難致実行情況有之、如貴意難取行、矢張參事院の外致方有之間布、西郷其外申合同人より兩三日前吉田へ及内談候処、過月來の内情詳細既に聞及ひ居り、勿論覺悟罷在候事には有之候得共、今賢台外出中に於て転換等は為全体得策には有之間布、又是迄往々所見異殊なる事数回有之候得共、矢張為賢台にも可然と存込耐忍今日に至りたる等腹心を吐露し、且自己の進退に於ては一点の不平不満足も無之、如何様共政府の命する所に随ふべしとの事に有之候趣、窃に西郷より承知仕候に付、尚小生も昨日面会谈合仕候へ共、今更情実を掩て飾辭相欺くは不忍情合に有之、頗る困却候末熟考仕候に、転官の事は承服罷在候に付、何時も可被相行候得共、少々緩徐に取計候方宜布歟と推測罷在候。尤竹添榎本転任之都合も有之候故、余り遷延は出来申間敷候へ共、一月中位なれば不都合有之間布乎。尚開陳現情仰賢台之御教示候也。勿々敬具

十二月念七日

博文

世外老閣下

川瀬英国駐劄公使赴任之儀、同人へ得と及談合候処、命令次第と申事に御坐候故是又賢台の御考案次第に有之候。

一〇 明治17年2月26日

塩田転勤之儀早速大臣公へ申上、回議案為相整置申候処、参事院議官は一等官二等官三等官之別ありて、一等給は四千五百円、二等給は四千元、三等給は三千五百円に有之候処、三等官其俤に而転勤なれば少輔之給料より七百円の減額に相成候へ共、式等官に為昇候程之事も有之間布敷。又井上毅田中光顯等も三等官に而三千五百円の給に有之候故、權衡にも差響き可申敷との懸念も有之候処、此後条約改正等之為御用ひ之つもりなれば、彼是御駆引も可有之に付一応申上置候間、何分之儀は金井書記官へ御直に御指揮有之度候。勿々拝具

二月念六日

再伸 吉田と御談合之大概は西郷松方両參議へも相話置申候。何れも大安心に御坐候。西郷より尚吉田へ為念後來之処申置との事に御坐候也。

外務卿殿 密啓

博文

一 明治17年3月9日

過刻竹添尋来曰、支那公使面會之処条約云々段々氣付有之、大に鑑考すへき事柄に付、可相成は一便船引延し、尚篤と商量候方可然旨申聞置候。就而は延すと不延は尊考に可有之候へ共、兎に角明早朝拝晤御示談申度、竹添えも早朝罷越候様申聞置候。此段御承知可被下候。勿々不具

三月九日

世外老台

博文

〔註〕 封筒表「井上外務卿殿 博文 極至急」

一二 明治17年3月19日

昨夜は御邪魔申上候。実は身上關係之儀に付御内談申上候積に而罷出候得共、雜客群集之中に御坐候故不申上候処、宮内卿一条は万一にも可被仰付義に御坐候へは、一兩日中に無之而は世間に漏洩する事必定に而、又異説之紛起する事も可予期候。昨冬以来職制其外取調に従事致候に付、何か変革あると申事は宮内省中知らざる者無之処、まさか宮内卿迄も進退有之事とは取調之官吏其外も不相心得居、然るに豈図突然參議兼之之四字を被加候に付而は衆人皆驚愕之顔色に被察、且後任を受くる者何人ならんと之疑惑推察は直に小生一身に向ふ事不俟論、然るに宮内官吏等之疑惑推察に止まれは尚可なり。平生宮内の事は多く諸新聞に如漏洩、此事も亦一兩日間を経過すれば、探聞者の耳朶に上らざる事を不可必。若万一新聞に評論し命令未発の前に於て不同意の議相起候時は實に御失体には有之間布乎。小生は縱令詔命と雖も右之場合に於ては断然御辭り申上候外無御坐候。此一条は一身之進退之所関なれば、如何にも自分にとり取扱様無之、殊に自から進んで当らん事を欲するにも非ず。而して勢止むを得ず既に内旨を受けて其情を知る、實に困迫是れ窮る。御繁多中なから宜しく疾速の御取計あらん事を冀候也。然からされは却而御難題を醸さん事を恐候。勿々密啓如斯。御一読後

被付内丁度。頓首再行

三月十九日

博文

井上賢台 密啓

一三 明治17年9月27日

最後に秘書官より送來候局外中立に關する書類細閱を経候處、尚矛盾之廉不少、到底賢台御親聞相成と奉存候に付、兩三日中日を卜し井上伊東等同伴參館仕度、其節逐条意見御聞取被下候へは為御參考と奉存候。為其。勿々拝具

九月廿七日

博文

外務卿殿

〔註〕 封筒表「井上殿 博文 至急」

一四 明治17年10月1日

澳人ヒューテロット内謁之儀昨日御照会に御坐候處、同人妻皇
后へ内謁見には不及儀に御坐候哉、為念御尋申上候。小生今以
暴瀉激敷候故、參朝は不仕候へ共、今朝宮内へ可申遣つもりに
付、一応貴慮相伺度。為其。勿々頓首

十月一日

宮内卿

外務卿殿

一五 明治17年10月28日

昨夜は一寸御尋申上候處、御不在之趣に付參上不仕候。本日高
輪私邸へ御來臨相叶間布御都合承度故に御座候。地方官之内
十名計り小集仕度、昨日陪食後内海松本建野中井佐藤國貞輩へ
は相約置申候に付、賢兄より船越北垣森岡沖関口等へ御通知被
下他約無之候得は、御誘被下度候内願仕候。山県山田兩參議は
來臨之筈に御座候時刻は午後一時頃よりなれば、都合宜敷候何
卒御用多中ながら御差繰可被下候。今朝は東京府へ御集會之由
に付、旁相願試候。勿々頓首再拝

十月廿八日

博文

乍失敬此來客之人名長谷川寿々へ一寸為御知置可被下候。

芳川知事少輔殿

大野誠昨夜六時過死去之趣、良友を失ひ遺憾無限事に御座候。
以上

〔註〕 芳川顯正宛(写)

一六 明治17年 月19日

一九日

從青木之電報早速御示敬謝候。電意之通に御坐候へは好都合と
存奉候。尚亦兩人も本月発足之趣、是亦大に安神仕候。已代治

之翻訳書は今晩為御持可申上候也。

博文

馨老台

一七 明治17年 月 日

過般朝鮮京城事変之際同地駐在之我國護衛兵、清国兵隊と一時鬭争之事件為談判今般——を全權大使として派遣被仰付候処、外国交渉之機務は事体重大に属し候に付、殊更隣交を重し、善後の方嚮を取り候様との叡慮に被為在候に付、上意の在る処を遵奉し、浮説流言等の為誤迷せらるる者無之様、精々注意可致事。

〔註〕 草稿

一八 明治18年2月25日

昨夜英公使御面会有之候趣西郷より伝聞仕候処、定て小官支那行之儀も御内話有之候事と推察仕候。御談話之大略承知仕置度候。愚考に而は同人よりは非パークス一書を寄せしめ、日本之国情不得止支那に向て此節之要求に及候に付、同氏に於ても精々力を尽し暗々裏に支那政府を勧誘し呉候様内々依頼に及度ものと存候処、尊慮如何に御坐候哉。必御同案之事とは存候へ共為念御内談申置度候。勿々頓首

廿五日朝

博文

世外老台

一九 明治18年5月4日

明日浜離宮に而觀桜会御催可有之筈に付而陛下御臨会之積に候処、聖上御風氣今以御全快に到兼御臨幸不被為在、皇后陛下而已行啓可有之候故、此段乍御手数数前以各公使へ御通知被成置被下度、此段御依頼迄。勿々頓首

五月四日

宮内卿 博文

外務卿輔閣下

二〇 明治18年7月14日

一昨日宮中に而外交政略方嚮に関する書面一本落手仕候節、写一通宛各参議へも御渡可相成旨御漏し御坐候処、小生熟読を経候上、何分之愚見申述候迄は御分配御見合せ置被下度。為其。勿々敬具

七月十四日

宮内卿

外務卿殿

二一 明治18年8月18日

貴翰之趣敬承、明日午後御光臨可被下旨在宿御待可申上候。明朝条公御面会相成候得は、廟堂之基礎を充分に鞏固ならしむる丈之改良を断然奉行相成、二十三年に到る迄確乎不動之政略を決定相成候様御勧告可被下候。最早姑息造作而已に而其日暮しは到底為国家不利益と奉存候故、此辺御含被下候而御談合懇願仕置候。勿々敬復

八月十八日

博文

山県兼官之事は明日尚又御直談可申上候也。

外務卿閣下

二二 明治18年8月20日

富岡行は明夕之筈に御約束仕候へ共、日曜は二十三日に当り候故、明後二十二日夕刻より御供可仕候。先は拝答而已。勿々頓首再行

八月廿日

參謀本部長云々之事は今朝条公より奏聞相成候処、格別御異存も不被為在趣に候。尤跡役を次長に而為濟候事は大山陸軍卿等に於ても別に異見無之哉聞合見候様との御沙汰に御坐候故、今明日之内小生大山面会可仕候。三浦兼務と次長に而為濟候事兩途何れか可然哉、大山へ談合可仕候。此事は山県へも既に相話置申候。以上

二三 明治18年8月21日

參謀本部長後統は次長に而当分差置候方可然とは山県之意見に有之候処、小官見込を以大山え兩途に相談可仕と山県へも昨日申通置、今朝大山面会之上、次長に而為致代理候乎、又は三浦に兼勤せしむる乎と兩様に相尋見候処、彼是面倒なる事情有之薩人多きとか又は、士官一統之兎角氣合に相支り候故、大山の下に

桂太郎あり山県の下に川上惣六ありと申今日之有様が上都合に候得共、山県か達而辭する訳なれば致方無之に付、跡役の処は尚大山より山県と遠示談可致返答との事に而相分れ内閣え出頭候処、既に大山山県談合之上当分之處は是非川上に代理為致候方に申合相着候趣に有之候故、条公へ成行申上置候。此段御承知可被下候。只今山県拜謁中に付多分右之事情も直に奏上之事と被存候。吉田之事は昨夜被仰聞致詳知候。万事如實意応答可仕候。為其。勿々頓首再行

八月二十一日

世外老台

博文

二四 明治18年10月3日

今朝独乙公使来訪に而天津談判筆記内々致一覽度に付、暫時貸与之儀依頼有之、愚考に而は為差不都合有之間布と奉存候へ共、一応御賢慮相伺度、御異存無之候へは可為致一見哉。尤各公使へ総而為見候は為支那人不可然歟と奉存候。尊慮御示可被下候。為其。勿々敬具

十月三日

博文

外務卿殿

西郷今夕高輪へ来談之筈に御坐候。大略出立前可申上様仕度、明日は如何。御都合御示可被下候。以上

二五 明治18年10月16日

拜別後愈御清祥可被為涉敬賀仕候。小生東京発途後横浜に一泊、金沢に三泊、経函嶺過十一日熱海へ来着、爾来兎角雨天勝に有之候故終日閑坐、竹添と碁戦に日子を送申候。去説分袖前纏々遂御談置候要件は追々御着手相成、各箇之意見を御聞取被下候哉。西郷参議も本月下旬頃よりは佐賀之競進会へ可致出張との噂も有之候故、其前に大略御申合相成置不申而は当年之事には相運ひ申間布、頗懸念之至に奉存候。内閣之組織論は兎も角も海陸軍政之改良より諸省之冗費を省き官員を定限する等は実に猶予難相成事に可有之候。陸軍之改良一事は山県大山両参議へ丸々事情を打出、無所隠秘御極論相成候而は如何。到底今日之姿に而難致彌縫事なれば、早晚不得不論窮事に可立到、何卒御考慮被下度奉存候。其後聖上へ拜謁之上御申上可相成儀は如何相成候哉。事情御漏し下候へは不幸之至に奉存候。為其。勿々敬具

十月十六日

世外老伯 左右

博文

二六 明治18年11月14日

今朝三条公面会、昨夜遂御談示候始末逐一及開陳置候末、参朝乞拜謁聖上へ事情詳細及内奏置候。別に御異存不被為在歟と奉窺候へ共、尚相国と厚く御談合被為在候様申上置候。条公内話には黒田奮発担任と申事なれば左大臣宮子而之情願も有之事に付、断然小生を左、黒田を右と御裁決相成候様可及奏上意底に

而ありし云々の事承候に付、利害得失愚見之俛申入置候。小生は唯々国家の利害を洞見し己を他人視し、て前途之為め図り候より見を起候事に付、此辺不悪御汲察給度申出置候。賢台に於ても心情御憐察偏に是祈候。勿々拝具

十一月十四日

世外賢台

博文

尚々、小生は此際真に身を以国家に許し候赤心に御坐候故、聊も大任を遁避する等の恐怖心もなく又威權を眷恋する野心もなく、心を坦地に置き従来の経歴現今の事情将来の得失の爲めに計画する所に御坐候故、予て能く御詳知被下事には御坐候故、尚聊も御猜疑不被下様懇願候。

二七 明治19年1月2日

独逸帝へ御遣可相成と申電報之事、昨日斎藤を以纏々御申越相成候に付、何時も差遣異議無之事には取極置候得共、尚熟考仕候へは御取止め相成候方万全と奉存候。余り気が付き過ぎたる仕業に而実に不面白候。曾て英皇執政以来五十年紀も有之候へ共御名を以電報は不差出、彼是考合候得共願くは御取止め之方ならんと愚考仕候。青木は独逸帰りのホヤホヤに而全体に可相達眼力は当分有之間布に付、閣下之御取捨可有之事と存候。欧洲之諸国は特別大使派遣云々之御話も有之候処、此儀悉皆關係之異なる訳合と奉存候。必しも特別大使を派遣せざる国も数箇可有之事無疑と被存候。御熟考之上御回答を仰候也。

一月二日

外務大臣閣下

博文

二八 明治19年1月11日

各大臣年俸並に外交費之儀、過日大蔵大臣御談合之末貴案御示被下候後、尚大蔵大臣へも面議を遂げ別紙之通に略申談取極置候。到底充分なる事は難出来候故、従前之額を酌量し多少之出入は有之候共為差大差なきを別途と致置申候。尚尊慮も有之候へは得拜晤相窺可申候。三条内大臣へは左之通此際優詔を賜候筈に本日及奏上置候。年金には少し御意見も過日御申聞有之候処、何分堂々公発するに金額余り僅少に而は外見も如何と存候而五千円と申立置候。

勅旨案

内大臣従一位勲一等公爵三条実美、維新以来大業ヲ輔贊シ柱石ノ任ニ当リ国ノ元勲タリ。嚮ニ辞表懇到ナルヲ以テ其誠ヲ容納シ機務ノ劇ヲ解キ、今特ニ優恩ヲ賜ヒ終身年金五千円ヲ給スベシ。

奉勅宮内大臣――

内大臣の俸給は旧臘略内定之通六千円に而可然歟。宮中顧問は

一等 四千元

二等 三千五百円

三等 三千元

右之通に而適當ならん乎と宮内省に而申合候。元老院の議官と同様に相成申候。他に官員俸給令唯今取調中に御坐候故、出来

次第可及御相談候。勿々頓首

一月十一日

外務大臣殿

博文

〔註〕 封筒表「〔外〕 務大臣殿 博文 親展」

二九 明治19年1月25日

各大臣年俸奏請書御手許へ廻覽之為差上有之候由に御坐候処、御都合次第明日御携帶相願度候。増俸之儀は彼是衆說難一定候に付、俸給は従前之通据置交際費に而可致疏通見込に御坐候。為其。勿々頓首

一月廿五日

外務大臣殿

博文

明日御參閣無之候得は右書面へ御意見御記可被下候。以上

○各政務大臣年俸

一 壹万円 総理大臣

一 七千円宛 各省大臣

○次官年俸

一 五千元 上給

一 四千五百円 中給 各省次官(各々)

一 四千元 下給

各政務大臣並に外務次官外交費

一 八千円

總理大臣

一 壹万円

外務大臣

一 五千円宛

各省大臣

一 三千円

外務次官

合計

七万三千元

各大臣年俸

六万千元

各大臣外交費及び外務次官

各省次官年俸は三級の差等あるを以て姑らく合計額を算出せず。

三〇 明治19年3月10日

独仏公使謁見之儀昨日伺済に而十一日十二日と相定及御照会候処、致同日呉候様書記官を以御申遣、殊に仏公使謁見は公式に取扱候様云々御注文通りに相変再応伺換候而十一日と相成候処、尚亦昨晩本間清雄來訪時間交換等之儀申出、殆んど御主意之所在を解するに困却せり。如御詳知万事中途に而變更は御厭ひ被為在御氣質に付、一旦取扱候時は必行候様無之而は甚面倒に有之申候。昨夜本間へ申聞かせ十一日十一時、十一時三十分何れを先つ謁見被仰付候共宮中に於ては差支無之に付取極め、今朝申出候様相示置候処、其後如何相成候哉。且仏統領親書捧呈迄をも公式に扱はるは少しく鄭重に失するの嫌は無之歟。親書中の事柄に寄り軽重を措くは尤至難の事なり。此儀強ては申訳には無之候。匆々頓首

三月十日

博文

外務大臣閣下

三一 明治19年3月11日

横須賀臨幸之儀海軍大臣より上奏有之候処、此節は御臨幸不被為在段以待從長昨日御沙汰有之候儀徳大寺より承知、小生より上奏候事は容易に御坐候へ共、海軍大臣も自から海軍之皇張の必用なる事懇々切々再応も可申上儀当然之事と愚考仕候。各大臣孰れも輔翼之地位在なから一ヶ月に一度も謁を請もの殆んど稀なり。独り聖上を責むる而已にて大臣等の自力めさるも亦甚しと云べし。如斯形勢に而は陸海軍其外之事情に通せさせられ候事到底不可望事と奉存候。巨細は尚明日得拜晤可申上候。小生は此事取次候訳に無之候。此段御承知可被下候。不取敢拝答而已。匆々敬復

三月十一夜

博文

外務大臣殿

〔註〕 封筒表 「〔外〕 務大臣殿 博文 密展」

三二 明治19年3月16日

本日内閣へ御参集可有之候哉、或は御不参なれば官等俸給令に對する御意見に付、左之通理由申述置度候。奏任官之任官は總理大臣に而宣行と申処に、本屬大臣に而宣行の方々に改候儀責任

負担上可然との專案至極御尤と存候へ共、右様改正候時は第一に奏薦書を一括にして内閣に保存する事不能、各省へ分附せざる可からざる訳に相成、第二本属大臣と申内陸海軍武官司法裁判官検事地方県令書記官之類元老院書記官之類、之を単に本属長官なりとして陸海軍司法内務大臣に委し全く其属部の官員と同視せしめ得るか、独り各省の書記官或は局長類のみに止まれば如貴説にて更に故障無之歟と存候へ共、右等之諸官を任免するに際し多少見解を帰一せしむる不能の恐あるを以、総理大臣の宣行に挙げて委したる訳に有之候。尚御参朝有之候得は可悉面議。勿々頓首

三月十六日

外務大臣殿

博文

本文 尚御高説拝聴の上差支無之と愚考候へは如何にも改正可仕、何分各省より至急の要求有之に付此段御了承可被下候。

三三 明治19年4月20日

過日御内話有之候澳國鉄冠勳章領受之有無に付段々熟考仕候処、到底不得不領受事情に御坐候に付、受取書は既に同国公使へ差送申候。就而は佩用免許も願出候つもりに御坐候。老台よりも御願出相成可然奉存候。厭迄抗論するつもりなれば不領受之外無之候得共、青木も領受は不得止との事に御坐候故、領受して不佩用は不敬を示すに当り不都合と奉存候。詳細は尚得拝晤可申上候得共、其内佩用は願出候に付申上置候。勿々頓首

四月廿日

外務大臣殿

博文

三四 明治19年5月23日

過日外務大臣官舎に而御面晤申候節願置候小宮三保松代言事務に従事候に付而は、三井組顧問に採用之儀御高配被下度、岡山賢吉も委詳承知之趣に而、實際今尚一人は顧問級入用之由、い細は小宮参上可申上候に付直に御聞取宜布御高配之程奉願候。早々頓首

五月廿三日

世外老台

博文

三五 明治19年6月17日

尊翰謹読、然は建築師ブックマン来二十二日発程帰國に付其前内謁見被仰付との儀は十九日か二十一日か之内に被仰付度唯今及奏聞置申候。尚亦明十八日午後拙官舎へ御同伴御来照之儀も承知仕候。勿々頓首

六月十七日

外務大臣殿

博文

三六 明治19年6月17日

一昨十五日之會議に於て英独両公使之陳述に係る演説書原文写

早速御回送被下、一読之下頗覺快然申候。昨日澳公使面會議席之模様等も大略得要領申候。尚今後之処満足之結果に到候迄は随分御骨折之事と不堪敬察候。ザルスキーの内話にヘラルド新聞に何とか手を付け悪言誹謗を書き散らさせざる様するは今日之急務ならんとの事に御坐候。同新聞を歐洲に購売するものはメールの比に非ず、彼の論説の爲めに多少影響を生じ改正之事に妨礙を爲さしむるは日本の爲に非ずとの助言有之候故、御勤考可被下候。爲其。勿々頓首

六月十七日

世外老台

博文

三七 明治19年10月26日

青木周藏從三位に被叙候様との御請求兩度御書通有之候に付取調見候処、過日他人一同三位叙任相済居候処、如何之間違に有之候哉、尚本人御取糾被下度候。爲其。勿々頓首

十月念六日

博文

外務大臣殿

三八 明治20年4月23日

今朝吉田次官呼寄、高橋新吉九州鉄道社長に転せしむるの御趣向申聞候処致承諾候。就ては同人後任即商務局長に岩崎小二郎を所望に有之候故小生は及許諾置候処、松方大臣に不承知は有之間布敷の懸念有之候故、松方へは爲念可及示談と申答置候。

岩崎の為人御詳知に御坐候哉否、何れ一方の爲都合を謀れば一方の望をも不得不叶無論之事と奉存候。序に松方にも御照会有之候而は如何。

博文

外務大臣殿

四月二十三日

御病痾如何。折角御保養專一に奉存候。

〔註〕封筒表「外務大臣殿 博文 親展」

三九 明治20年4月24日

御風邪御快復之趣敬賀此事に候。岩崎一件松方大臣にも異議無之段御示鳴謝之至に候。差当り高橋代任は不申付候共副局長有之候故差支無之趣に御坐候故、何時も高橋へ御申渡相成不苦候。先は拝答而已。勿々敬復

四月念四日

博文

外務大臣殿

四〇 明治20年7月6日

唯今内閣に而可拝晤と存候処既に御退出、小生も參閣之心得に候処、聖上御風邪に被爲涉今日魯国親王へ御答礼之御尋問相成兼候故、右之事情を爲相通候御使を務め候処、延邊館に而同親王より会食之案内に預り、終に參閣遅刻に到候。今朝拝顔之儀

申上候は乍余事昨夜西郷大臣と大体上将来之見込遂熟議候末、尚此上之処御相談申置度儀に有之候。可相成は至急に得拜青度候間御都合御示可被下候。為其。勿々頓首

七月六日

博文

世外老閣

四一 明治20年7月18日

尊翰敬読、本日各国公使等え修正案御提出有之為差異議も無之趣、目下は少し安心に御坐候へ共到底不容易大困難事、小生も一昨夜来種々尺考慮居候へ共、敵面に当り此難事を負担する賢台に為り代り処理する心持に而考候へは実に其難情を洞察に不堪候。埃及の事も他より打込まれ候時に取調に掛り候様に而は不覚悟至極に御坐候故、小生が心得居候処を為御注意細々申上置候へは必御心得に可相成と存候事に御坐候。十年前に工部省よりデピソンを同国へ派遣し為取調たる書類も有之、又此節司法の長谷川が現情其他起因等取調べたる報告書も有之候故、其異同も申上置候へは或は御参考と可相成歟と存候。明朝は御示之時刻に必参堂可仕、其節緩々可得拜晤。勿々敬復

七月十八日

博文

外務大臣殿

四二 明治20年7月23日

肅啓 本日午後命に依り御前に伺候候処、条約改正之儀に付而

は内外種々議論有之候処、必竟外務省に於ては漏洩を憚り内閣外に之を聞知せしむる事を禁し、他の一方谷干城の議論の如きは他人に伝聞する事を憚らず、故に一方の説は次第に世人の耳梁に達し一方の説は機密に属するを以其是非得失を知るに由なく、自然一方の説多数を占むるに至るの勢たるは論を俟たず。今日の形勢を以て見る時は将来の難事たる知るに足るべし。追々親近するものの中にも之を憂慮疑懼するものあるを以て、親しく外務大臣に就て実情を聞知せよと命したり。外務大臣に於ても繁劇にして間暇を得る事難しとは万々察する所なれども、機密に渉るもの外は成るべく之を聞かしむる事を為さば大に安着するものあらんとの叡旨を奉し候に付、外務大臣へ勅意の所在を申聞かせ可申段御請申上置候間、此段御承知可被下候。為其。勿々敬具

七月二十三日

博文

外務大臣殿

〔註〕 封筒表「外務大臣殿 総理大臣 親展」

四三 明治20年7月27日

只今伊東巳代治掃舎、御取調之大意逐一致領承候処、昨夜取調置候儀多少御変改相成哉に候処、愚考に而は可成昨夜内決之通に御取極御揺動無之様致希望候。到底充分之事は何れにしても出来不申、歩々相曲け内外之攻撃に欲当は至難之事と存候。ペロソナル(Personal)。スタチユス(Status)の。問題の如きは尤肝要にして不可動

大事と奉存候間、万々御注意可有之候。勿々頓首

七月念廿七日

外務大臣殿

博文

〔註〕封筒表「外務大臣殿 博文 密啓」

四四 明治20年⁽⁵⁾8月1日

貴翰拝読。明朝八時御来臨之儀は何卒明日御参朝之節宮内に而得拜晤候都合に御承知被下度候。今晚高輪へ帰候故明朝尊来にも永田町には居合不申候。此段拜答。勿々頓首

八月一日

博文

外務大臣殿

独公使も函根へ参候由一と先御安心と奉存候。過刻英公使来臨に而政略は不相変哉否の間も有之候故、此段決而無氣遣段相答置申候。

〔註〕封筒表「外務大臣殿 博文 拜復」

四五 明治20年8月3日

貴翰敬読、伊公使館集会之模様御示被下鳴謝之至。魯公使の主論の如く、諸法律美施之上、於我は開国之用備相整たるを以て、斯く々のコンデションにて何時も可相開と公言するに到り候

様致度ものと存候。右に付ては、勿論百端之用備僅々数年間に成就するは頗繁難なる事にして、殆んど難予期程の事情と存候

へ共、此目的を達するの外前途を計画するに於て他に良策有之間布、尚将来着手之順序等は充分加慎密、予め其要領を御相談申置度、過日も御内話有之候通、休暇後に早々取掛度ものと奉存候。西源四郎より之来書御送被下、彼是懸御手数恐悚之至に候。如論小生よりも近日認一書御手許迄差出可申候に付、其節可然御取計可被下候。余は讓拜青。勿々拜答而已如斯仕候。頓首再行

八月三日

博文

外務大臣殿

〔註〕封筒表「井上外務大臣殿 伊藤博文 親展至急」

四六 明治20年9月15日

極密 昨夜半三島来訪。黒田之伝言に而、外務人撰之事若し間違候へは、今朝申入置候通御受は不仕との儀、随分面倒に而、最早堪忍袋も断破懸、可相成は、当分稂本を据へ青木を御説諭次官之俤に差置事と相成間布歟。小生は昨夜も如申上候、前途実に望無之候。此段為御考案申上置候。頓首

九月十五日

博文

世外老台

四七 明治21年2月1日

貴翰拝読仕候。御高案に付而は尚得拜晤万御相談可仕候。昨日以岩倉病氣蒙御慰問且將來之事御下問に接候に付、三四五日之中陛下之御都合を以拜謁願置候処、来三日に参朝仕候様、唯今徳大寺より之書翰を以御沙汰有之候故、可致参朝候。就而は明日御来臨被下候へは、黒田山県両大臣御同伴可被下候。前以之取極を以会合と相成而は疑念可有之に付、偶然来会之都合に而三大臣御来会可被下候。為其。早々拜復

二月一日

世外老台

博文

再伸 黒田山県両伯へは小生より不申遣候に付、閣下より御通知可被下候。以上

〔註〕封筒表「井上伯爵殿 博文 内復密」

四八 明治21年5月14日

内務大臣出立前、中島作太郎保安条例より除名之儀申談置、同時に三島総監へも同人挙動に於て違反之廉無之候へは、何卒除名相成度。同人儀は未だ退立之命を不被伝ものにして、必竟之を名簿より除却するに不過ものなれば、左迄難事には有之間布と存候間、総監御聞合被下候而不都合無之儀なれば、早速御運被下度候。此儀は陸奥よりの依頼と小生も同人は維新前よりの知人たるを以難黙止内情に有之候。乍然以私情害公事の意には

無之故に内願するの外無之、此段御含可然御高配是祈候。勿々頓首再拜

五月十四日

越山賢兄

博文

〔註〕芳川顕正宛(写)

四九 明治21年10月14日

過日は尊来鳴謝之至に奉存候。其後早速拜趨可仕之処、今以腸病不至全癒困却仕居候。尤枢密院会議は一回為相済申候。本年も既に二月余と相成頗心急ぎ申候へ共、到底如意相運候事は出来申間布と奉存候。昨日南貞介参候而、同人を農商務へ御登庸可被下事に御内決之趣、大隈より同人え内話有之大満足仕居候。小生よりも御願可申上心得に候処、右之都合に相運ひ候事なれば、無此上本人之仕合と奉存候処、右は間違無之事に御坐候哉、一寸御洩被下度候。為其。勿々頓首

十月十四日

世外老台

博文

五〇 明治22年6月12日

扱所聞、近日鎌倉へ御越之趣真事に有之候哉。小生も両三日小田原へ漫遊に出掛、一昨夜帰京仕候。其後緩々不得拜晤候処、大隈松方両大臣には屢御面会有之候哉。又御進退云々之儀に付、

何とか両氏より意見申上候哉。大略近状御示被下度候。尚鎌倉之御滞在数日に涉候様なれば、御発都前一応得拝鳳置度候。御都合乍御面倒御示可被下候。草々頓首

六月十二日

博文

世外老台

五一 明治22年6月26日

明廿七日午後一時尊來之趣御示に候処、当節枢密院會議月水金之三日に相定居候故、明日は即水曜日御坐候故、午後四時頃迄は退出難仕、今日は終日在宅可仕可相成は、右三曜日外又は四時後に御取極被下度、拝答。勿々頓首

六月念六日

博文

世外老盟台

五二 明治22年7月21日

過日末松帰京。御伝言之趣并に御近況拝承、不相交御安寧御消光之段敬賀之至。小生も過る十五日より小田原へ罷越、十八日俄に帰京（翌十九日条約改正に關する重要之問題に付、閣議を開き度との黒田より要求之為なり）。右問題并に其結果は左之通。司法大臣より意見書を提出し外務大臣より訂約諸國へ差送りたる公文の外国出身裁判官傭入の事は、憲法の条項に抵触する少しとせぬ故に、帰化法を設け帰化したる法律家を大審院判事に登庸せんとの箇条主眼の要点なり。然るに公文を通読する

時はナシヨナルチーの語を用ゆる事を避けたるも、全篇外国人を判事と為すの主旨を以て骨子としたるを如何ともする事能はず。故に帰化法を設くるも帰化人を登庸するも、之を以て公文の所謂外人を我裁判官と為さんと約したるものの代りと為すの効力を有せざるの結果を生したり。此に於て第一の公文を發し、前の公文の説明として帰化せし外人を以て裁判官と為すとの意なりし事を各國に通知し、縦令一場の紛議を提起するも然せざれば、我憲法に抵触するを根拠城郭とし、防禦の策となしたしとの意見もありたれとも、是又外務大臣に於て容易に承諾し得る事にあらざるを以て、未定にして撤会したり。既に調印済の米独条約は、廿三年二月十一日を期し実行するの義務を負担しなから、他各大國の協議は右の時限迄に結了を告ぐるを得るや否期すへからず。大隈の説に依れば、魯仏は不日に結了の目的なりとの事、英は訓令を發し本月末に公使に達すへき予定なりとの事、如斯事情を以て觀察すれば一大困難に遭遇するの日は火を見るより明なり。実に寒心之至。小生尽力之を救之手段も無之、可成氣の付居事の勧告は不怠候へと、是又何の寸益も無之、唯歎息之外無之候。勇吉事肺疾に罹り、医師の勧告に由り本月十四日マルセル發纜之船便に而帰途に上り候趣、西園寺より電報有之申候。家内一同大心配帰着之上ならては安危之程も難判、不取敢及御報置申候。草々頓首

七月廿一日

博文

世外老台

尚々小生は今日より尚又近隣海水浴之為出掛可申、何分在京に而は、法律論其外面倒而已に有之、不得止反对論者之如く看做れざるを得ざるの虞あり。松方其外も非常之心配なり。書不尽意候。

〔註〕 封筒表〔上〕 州磯部 井上農商務大臣殿 親展至急

封筒裏「伊藤枢密院議長」

五三 明治22年8月4日

伊東已代治へ御附托之貴翰、昨夜相達敬読仕候。青木帰京ホーレーベンに内談、底意を深知候事は、至極好都合と奉存候。同人より報知有之候を待受、其成否を卜し可申候。全体之事に到ては小子も全く御同感に有之、此俟に而立憲政治之夢も見られ候とも不覚、奈何様之大事出来候とも動かぬとか飽迄遣り付るとか、軽威張先生達之胸中には此人民を養成して文明之民たらしめんと之の意嚮は毫も無之、多分天地間之百事百物は転瞬間も止息する事なく、一定之秩序中にありて動作変遷するものたる事は御承知無之歟。到底此專制治下之人民を立憲体之人民たらしむるには、幾多之歲月を費し之を養成するあらざれば不能。而して、之を養成する事恰も草木の蓄を養成するか如くならざるべからずと信す。今之諸先生有此心者恐らくは一人もなかるべし。実に痛歎之至なり。小生洋行願書案は尚未脱稿。近日中出来候へは可供瀏覽候。御辞表云々遅速は其時機に投する勿論肝要に可有之候得共、余り蹶然たるの形迹は不面白、藤房之眷恋して止む能ざるもの如きは尤可敬慕と奉存候。尚篤と御深

慮被下候而御治定万々以冀也。先は不取敢寸毫拜答迄。草々頓首

八月四日

世外老盟台

博文

愚妻発熱之儀御尋被下候処、海水浴以來遅々減却、昨今に而は殆絶無と申模様有之候。此都合に而一周間も経過仕候得は、必快復可仕と奉存候間、御安神。尊夫人へも宣布御伝言之程奉願候。

〔註〕 封筒表〔伯〕 爵井上馨殿 伊藤博文 密啓親拆

五四 明治22年8月18日

炎威于今酷烈に候処、先以御家族一同御安康被為涉候由来島より承知、敬賀至極に奉存候。小生も一昨十五日小田原出立夏島へ転居、家内之者は同地に残置候。昨十七日帰京候処、勇吉も愈来二十一日頃神戸着航之趣に付、本日出立夏島へ立寄り十九日午後之気車に而罷越可申候。来島も多分同行と可相成候。去説当地之形勢は追々新聞に而御承知之事に可有之、不及縷陳候得共、実に困り果たる情勢と云の外無之候。英国之談判は目下殆んと中絶之形に有之候趣昨日松方より伝承、同公使は訓令に卒達し中々一步も譲る之気色なく、終に本国へ長文之電信を兩日に涉り発信したるや之趣、又一方に於ては外務大臣請謁英国之談判到底成就無覚束、若彼れ我之請求を拒断するに於ては条

約廢棄之外無之儀を奏聞したりとの事、此儀は聖上より吉井次官へ親しく被仰聞たりとの儀極密に承知せり。乍去此等之事万一も外に漏洩するに至ては、英政府之感覚を損し成るものも不成に至るべくと只恐懼之外無之候。實に為國家憂慮不能措候へとも、当今は國家を危険の中より救出す事も尋常一様之手段に而出来得へきにもあらず、唯箝黙して形勢之経過して万一にも不幸に陥落せざる事を希望して止む能はざる而耳。小生十六年間枢機に出入して早晚彌縫救護之手段に尽心力候事不少候得共、此節の如くは未嘗遭遇、古來忠臣之辛苦思ひやられ候。昨日黒田面会目下之形勢は不容易、終に非常之処分に至て不免も難料と申候処、同人も其覚悟に而頻りに勘考中なりとの事に候故、内部之紛紜のみを鎮定するは左迄之御苦心も有之間布歟と察候へ共、外に向ての目的を達す能はざる時は、艱難不可謂事に付万々御注意有之度と申述置引取申候。松方も大心配に而、到底英國不承諾に際したるとき預め廟謨を一定し置き度との事頻りに尽力中に有之候。今日は同船に而富岡迄罷越、小生は夫より夏島へ廻り候都合に御坐候。いつれ五六日中には帰京之心算に有之候故、帰京之上万可申上候。草々頓首

八月十八日

世外老台

博文

尚々山県も既に着米之趣に付、来月中旬頃には帰朝歟と被察申候。以上

〔註〕 封筒表「井」上農商務大臣殿 親展

封筒裏「伊藤博文」

五五 明治22年 月 日

一書致拜啓候。陳は此度内務省令を以て各地方に存在する公共財産之処分法發布相成候に付ては、共同会社の財産の如きも之に照準し其管理者を定めざるを得ざるものと相成可申、然に右会社に關しては御承知の事情も有之候事なれば、此際右省令之力を適用致候ては、却て他日苦情を遺し候の種子と可相成と存候。依ては可成く右会社關係若くは株主より其議論を起させ、彼等自身に之を処分する様仕向け度ものと存候。吉富簡一等同様の意見にて、此事に關し申越居候次第も有之候間、尚同人等へも御内論都合よく御働らかせ円滑に其処分を了し、万々已むを得ざる場合を除くの外は、県庁之令達等を以てせざる様御幹旋相成度不堪希望候。又た右財産を何れに属せしめ何れにて之を管理するか、其所屬管理を定むるの一条に至りても固り御疎か可無之候得共、之を具る財産となし県会にて管理するものと為さんよりは、寧ろ悉皆之を各町村に割渡し其基本財産之一部分に加へしむる様備候方可然存候。尚吉富等にも御内論精誠此始末に歸し候様御働らかせ有之度存候。又俱樂部組織等之事に付ても種々御配慮之儀と存候。然に右會員之中或は熱心之余りよりして動もすれば其言語を慎まず、或は内閣之實権は伊藤井上に在りとか又は大隈は云々とか改進黨は云々とか公言致候者も有之候趣にて、内々大隈へ通報する者も有之候処、右等之言大隈杯の耳に入り候ては人情として其感觸を備はざるを得

ず、徒らに軋轢を醸成するの媒と可相成、尤も要警戒候事に有之、且つ右会員が勤王主義を主張するは深く可賞賛次第には候得共、然に所謂勤王も今日之勤王と昔日之勤王とは自ら相同しきを得ず時勢之変遷に随ひ自ら其適用を異にせざるを得ず、即ち其精神こそ一なれ其形而上之作用に至ては猶ほ刀槍相殺之時代と言論爲戦之時代と相異なるが如きの別有之、徒らに討幕攘夷之旧夢に依り候ては決して今日之勤王は出来不申候。然るを万一昔日之勤王と相混じ因て守旧頑固之遺燼を煽ぎ、又々土族的之団結を生し候様相成候ては、独り県下之不幸のみに可無之、是亦深く要注意候事に候。之を要するに、今日以後の勤王とは一に皇上欽定之憲法を奉し之を主持し之を守護して、急進派をして妄りに之を破壊する事を得せしめざる様なすに在之候間、此意を以て丁寧反覆して吉富始其他重立ちたる会員へ御内諭被下、能々会員を申戒して其言語を慎み、以て他党軋轢を避け及び時勢に応して勤王之主義を適用し、以て其実効を奏せしめ候様御導かせ被下候様御配慮之程切に不堪希望候。右申進度要語而已。草々如此不宣

伊藤博文
山田顕義

五六 明治23年1月12日

新年芽出度奉存候。不相交御清穆之事と遙賀仕候。小生も家内携帶過三日小田原を發、奈古屋泊に而神戸に翌四日到着、爾來滯留仕居候処、今日浪華を経て京都一二泊、鉄道に而小田原へ帰候筈に有之候。豚児病氣少々快氣之由に而頻りに帰東を希望

仕、此俣滞在候へは爲め病氣を起候杯と愚痴を申居候故、一と先海路より小田原へ歸らせ橋本杯之診察をも爲受候上、都合に寄り西遊爲仕候つもりに御坐候。東京之模様も其後是不承候得共、新年之儀式等に而未た何事も着手に不到事と被察申候。地方官之交代等は果断らしく表面は相見候へ共、人撰之不適當等に而却而不得賞讃様被察申候。何分此後内外之事を不誤様無之而是面倒再発無限事ならんと夫而已恐れ居申候。尚詳細は帰東之上事情承糾候上御報可申候。草々頓首

一月十二日

世外老台

博文

五七 明治23年8月28日

爾來御清榮不相交御繁忙之儀と拝察仕候。御約諾之高等教育に關する御意見并に御書翰共一昨日相達早速拜読頗御同感、此一事は将来国家重要之問題に而、不可耐怠慢事不待論高見は實に國相たるもの議論にし目前の毀譽謗貶を不顧して御提議有之候儀感服之至に候。小生も一兩日中發途西游之心算に候。議長論は其後も熟考候処、此際は何とかして是非逃避任度心願に有之候。大木伯も辞退被聞届之儀なれば、小子も宥恕を蒙り候而も可然事歟と存候。何卒他に人物撰挙之考案有之度、時機を御見計ひ大將伯に御說法懇願之至に候。南貞介之事陸奥へ御談示之処、本人勤統之意なれば現職之儘に而差置との同大臣返答申上候由御申越に候処、南よりは別紙之通りに申越、陸奥之口上過日來間違而已なるは頗訝々數事に被察候。如御承知小子は長

州人を偏愛する者には無之、乍去陸奥も知友之事に而遁辭を以て對下僚の小人には有之間布、然るに如斯屢間違有之候事は甚不面白様存候処貴慮は如何。尚山県伯とも篤と御談示被下度候。先は拝答迄不取敢一書。勿々頓首再拝

八月念八

越山詩伯坐右

小田原老漁

南書翰は御一読丙丁に被附度候。

〔註〕芳川顯正宛(写)

五八 明治23年8月29日

明日より出立西遊可仕、家内之者も興津辺まで連越、同所に當分爲致滞留可申候。例之議長論は是非相断度ものと万々希望仕候。到底此際頭立つ御役は御免蒙り度心底に有之候。特に議會之横流は議長之抑止する所には無之と奉存候。必竟彼等之現出する性質と政府之仕向け方との両様に有之と申より外有之間布、山伯杯の心配は至極尤に候へ共、病源を窮めずして藥劑を下すの嫌なしと難申、高見は如何。政党合同も改進黨丈けは目下終に相繼り不申趣、為國家には得歎失歎非識者は可難解。毛利公今朝十時發車、鎌倉に帰るとの事に候。書外は期再會。尊夫人其外え宜布御鶴声是祈。草略如斯。頓首再行

八月二十九日

博文

世外老台 坐右

五九 明治23年12月28日

過日は辱惠簡、不相變御起臥康勝被為涉敬賀至極に候。官報其外に而如御詳知、議會も開會後随分極紛雜候処、幸に貴族院は為差事も無之、不慣之割合には相繼り居申候。反之衆議院は随分乱暴と申候而も宣布、必竟憲法又は議院法杯は度外に措き候挙動たるを不免、此往予算案之始末に至ては到底調和無覺束歎と被子測申候。院外より之陰謀も多少有之様噂するもの有之候。目下之形勢浮説流言百出、雖有識者洞觀前途甚難き事と奉存候。小生も休憩中小田原へ帰息之つもりに候処、愚妻病氣兩三日來稍加重、ホテルに而臥藤醫師附切り中々他処へ移動も出来不申、病症は旧痼之上にインフレンザ及痔疾等一時に到来、難渋仕居候。尤一兩日中小生は寸時帰田、老親を帰省直に出京之つもり。東久世も腸チビスに罹り急に全癒之目的にも無之故、一人受持議事中は和尚の坐席を頼む人も無之仕合に候。一年間之閑遊今日如夢御憐察可被下候。山県には氣の附丈けは助力仕居候。乍然外部より之助力は左程功能は無之ものに候。書外讓後鴻可申。草々頓首

十二月廿八日

世外老閣

博文

六〇 明治24年5月7日

一昨日拜別後、山田伯談話之辭職取次は断然謝絶仕候処、円滑

に松方と熟談するとの事に付其意に任せ置候処、西郷伯来訪同様之談話有之候故、いづれも前約とは違ひ候事故一切不引受、其内山県伯は立去り候後に付、小生旅館へ帰り一書相認土方大臣迄事情及開申、小田原に引取候覚悟に候処、山県伯に一言せずして暴断は不信仰と存候故、山県に面会大略相話候処、同伯尽力するとの事に付、任其意相待居候処、昨日談合相整候事と相見、松方伯も御受に相成、是に而一と先相片付候故、小生は今日当地引帰田仕候。過刻松方面会候処、山田は終に辭職之事松方へ申出候趣、多分聖上え相窺候事と相成可申、左すれば後任之沙汰と相成候外無之勢に立到可申。山田之注文には川瀬か田中兩人之内と申事之由、一々と相談候而は際限無之、帰心如箭拜晤之間合無之、其内御閑暇も御坐候へは函根辺に而得拜顔度奉存候。草々頓首再行

五月七日

世外老伯

博文

六一 明治24年6月6日
去月末飛一電御帰京相催候処、以御細書目下御帰京難相成事情詳細御示、乍遺憾致方も無之と明らめ居申候。小生も厳命難黙止枢府復職、他大臣更迭之事は新聞上に而御承知之通、品川内務拜命山県の御料局長官を兼任せざるを不満足に而、即日辞表を投出し塩原へ立去り一同愕然、山県追躡談合之上御料局御用掛兼任とか申事に而一と先落着昨日帰京之趣伝聞、小生は其間に立入り不申候故、細情不存候。普通之人情を以推弱すれば、内

務の劇職一官而已既に大任と申の外は無之候処、殆と推測力の所不及に候。唐突之処分不体裁至極と申外無之候。政府の威信已に地に墜、政党或は政治熱中者は日益窮迫、特に魯太子遭難以來人心何となく殺氣を帶來り、治安之一点に於て頗寒心に耐へざるの情なきにあらず。此際自由改進黨の輩は、藩閥政府の運命旦夕に迫り此機不可失との意気込を逞し、其焔点の尖頭は小生一身に集まるものの如し。小生固覚悟之前の事にして今更可驚事には無之、独り国家之大難目前に横り共に談するの人名なきは、抑一身の不幸にあらずして国家の不幸なるを歎するの外無之。他は讓後鴻。早々頓首再行

六月六日

世外老台

博文

青木は辭職後独公使に伊藤か為めに墜られたりと談せし由、其迂なる憫笑に堪ざるものあり。

六二 明治24年7月19日

昨夕山県帰京之筈に而一封到来仕候。就而は過日御談合之通り近日之内会合相談仕度と奉存候間、時は松方より取極候筈に付、其節は御差操御来会可被下候。尤其前品川御面会之由、過日御申聞有之候故、得と御談示置不被下而は齟齬之虞可相生と奉存候。此段御含宜布願上候。早々頓首

七月十九日

博文

世外老台

十一月十四日

〔註〕封筒表「伯井上馨殿 伊藤博文 親展」

世外老伯閣下

博文

六三 明治24年7月20日

昨夜は御投書鳴謝、不在に而不能奉復候。品川子爵へ得と御談示相成候趣、好都合と奉存候。集会時日は松伯取極候節可申上候。小生今日伊皿子五十番地伊集院旧邸へ移転仕候。為御知申上置候。初会之節は黒伯へは不申入論に而、尚都合仕候方、可然様奉存候。詳細は御面晤可申上候。早々頓首

七月廿日

博文

世外老伯閣下

六四 明治24年11月14日

昨日は大雨鉄道も随分鬱屈と奉存候故一日延引、今朝原田伴愈西行之筈に候。将来之形勢を熟考仕候処、到底本年は大破裂を不免と被察候故、万無御疎奉存候へ共、御注意奉願上候。出立掛陸奥来訪、于今過日来之気鋒不相挫様被察候故、充分御解諭願上置候。且相成儀に候へは折節山県黒田兩伯えは御会合無之而は突然如過日問題より一時之激昂を来し、つまらぬ事に回復之為手数を掛候事閉会後最多く可有之と奉存候。松方品川へも御注意被成置可被下候。且松方には井上毅伊東已代治兩人間を破壊せざる様致注意呉候様、是又御伝言奉願上候。書外讓他日。

早々頓首

報知新聞にては老台と小生が大隈を追出したるが如く書散せり。世上万事如此。

〔註〕封筒表「井上伯爵殿 伊藤博文 親展密」

六五 明治25年1月27日

伊東已代治え御依托之貴翰昨夜接收拝読仕候。小生宿論兩三諸老へ吐露仕候事に付頗御心配被下候儀、不本意至極に奉存候へ共、前途之形勢尋常一般之手段に而可療治病根に無之候故、断然所見を實行仕度と申儀に有之候。勿論諸先生に於て濟世之大策有之候得は、小生愚説を偏守可仕儀には無之候得共、唯杞憂と傍觀患痴而已に而一も取るに足るべき妙案を不承候故、寧一身を投して救護を図るの一途に出るの外なきを得んやと申心底御憐察可被下候。一昨夜帰田来少々下痢に而熱氣を帯候故目下謹慎加養罷在候へ共、是非三十日には高輪邸集會に臨席仕度二十九日夕景出京相叶候得は、同日參邸可得拜晤。早々奉復

一月廿七日

世外老台下

博文

六六 明治25年3月1日

惠函拝読、今朝来品川御面会御談合之趣終に無効に帰候事、遺憾至極に奉存候。今朝松方来臨、老台御退避之上は更に致方も無之儀に付、最早投出候方可然と思考す云々承候に付、夏期之議會迄は是非共遣り抜き候方宜からんと相勸置候処、兎も角も致勤考吳候様との事に候。其節三大臣辭職云々は如何之訳合なるや相尋候処、樺山品川を訪ひ同人之辭職を引留め候積之処、品川の論に先輩の遣り残りの仕事に我々如何様尽力候共到底無効能事に付、寧ろ黒幕へ投げ付候方可然、必竟我々の義務にはあらず云々との論に樺山却て同意を表し候より起り候云々承及候。高嶋の論は決して右様之訳には無之との事に承及候。今日迄之辭職云々の次第は前文之通りに候処、此往はいかにも危険之模様に被察候。明早朝御来臨被下候へは尚御直に可相伺候。早々頓首

三月一日

世外老台

博文

世外老伯

〔註〕封筒表「井上伯爵閣下 博文 親展」

六八 明治25年²⁾7月20日

山口県知事より暗号電報に而銀行一件、別紙之通申来、伊東已代治早速松方を訪問相話候処利子配当を差押候趣、目下之形勢に而は縱令木梨致出京候共申訳は相立不申事に付、到底閉業之外無之事情に陥り可申、頗煩念之至に奉存候。伊東書東入貴覽候。得菴于今滞在に候得は司法云々事実如何御尋可被下候。早々頓首

七月廿日

世外老伯閣下

博文

〔註〕封筒表「井上内務大臣殿 博文 密啓親展」

六九 明治25年7月31日

尊翰拝誦、後刻參館詳細可申上候処、山口木梨信一より来書、百十銀行之検査余程面倒之事に立到、木梨は自殺でもせねば能きかと申程之事情に有之候故、兎角御相談不申而は不相叶、且今後之事に付而も少々申上置度、旁後刻御邪魔可申上候。早々拝復

七月十一日

博文

御懇書拝読山伯品子御会合将来之政図御談合相成意嚮大略投合仕候段、国家之為大慶至極に奉存候。小生昨夕埴田少々腹痛下痢之氣味に而為差事には無之候得共、埴京兩三日御猶予相願度奉存候間、其内御都合を以山品松之諸老御会合一応御談合被下候事相叶候得は、不空時日して廟略之方針一其埴頗好都合と奉存候。此際互に無遠慮披襟懷吐露心衷不以定大猷時は、薩長人士終に国家之大罪人たらざるを得ざるに至るべしと真に不勝憂

慮候。其故は如御承知近來統治之大綱解紐現今之形勢を以推す時は兩三年を不出し政權墜地不可拾取に至り候は、小生眼中明瞭に洞觀仕得申候。今にして之を救護するの手段を施さざれば噬臍も不可及、果して其時に至らば其責其罪何人に帰すへき乎、識者を待すして明白ならん。是小生か憂慮して休まざる所に御坐候、何分にも如唯今各自小城郭を偏守して猜疑如湧の有様に而は外憂を防禦する所にては無之、帷幕の内敵味方難判の形勢と不得不謂候。先以此憂を除却する眼前の急にして其次は對他の方略大算に可有之候。此辺篤と御含味被下候而御談示可被下候。先は拝答而已。草々頓首

七月三十一日

世外大伯閣下

博文

〔註〕封筒表「宮ノ下奈良屋 井上伯爵殿 至急親展」

七〇 明治25年8月8日

翰教敬読、本日九時頃参朝之筈松方申合置候。一同拜命は多分正午頃にも可相成歟と被察候に付、呼出は必其前に可相成と奉存候。山田云々は黒田より談合有之候へ共、一旦上奏相成居候事を今更変更之儀は頗感困難候事に有之、書余は後刻讓拜風。早々頓首

八月八日

博文

井上伯爵

七一 明治25年10月13日

天津条約之事は福沢へ御談話無之方可然と奉存候。其故兩三日來日々新聞に而頻りに時事新報の天津条約廢棄説を攻撃せる最中に有之候故、万一も小生命を下して攻撃せしむる乎と疑を抱くも難測、日々新聞の論旨は至当なれとも福沢を指して老頑迂僻杯と罵詈するは甚不宜候故、今朝も伊東へ勸告仕置候。為念申上置候。早々頓首

十月十三日

博文

世外老台

尚々其後病氣は更に異状無之候故御安心可被下候。井上角五郎昨夜伊東を訪來り候由、頻りに老台を称譽仕居候趣是以知其心事と奉存候。い細は伊東より申上候事と奉存候。

七二 明治25年10月24日

高智県改革之始末に付而は余程議論有之者と相見、本日谷干城より右事件に付致面会度と申越候故、午後四時頃可致面晤段相答置申候処、右は如何之改革に候哉、大略御示被下度候。法律新報と申雜誌に而江木冷灰の名を以狩獵規則は法律抵触にして勅令は無効云々之事を論し、已代治より不都合なりと申越候故一読仕候処、行政官吏としては紀律上不都合の事と不得不謂と奉存候処、御見解は如何に候哉。一応御取調相成候而は如何。

近來行政官の漫言は各新聞紙と伯仲するものありと申も非誣言と被察候。江木衷如きは法学者の一人にして是等の大則は不心

得と申事は有之間布と奉存候。書外讓拝鳳。早々頓首

十月念四日

博文

内務大臣閣下

〔註〕封筒表「井上内務大臣殿 伊藤博文 機密親展至急」

七三 明治25年10月26日

昨夜は長談、御邪魔申上候。今朝河野大臣来訪に付谷之事相話候処大賛成に有之候。同人之話に過廿日土佐勅任官の会合有之候節、現任県令之失策話有之候節、一同谷に県令を引受せられ度と雑談半分に相話候処、谷は真面目に引受候由に而、勿論一同も之を懇懇する事と相成候由、河野より承及候。右之都合に御坐候故、土佐人連異説無之は無論と被察申候。此段為御合申上置候。早々頓首

十月念六

博文

世外大兄坐下

〔註〕封筒表「井上内務大臣殿 伊藤博文 機密親展」

七四 明治25年^乙10月28日

貴翰拝読、谷子家之事、今朝土方へ御談合之趣敬承。谷之事は今朝奉乞拝読、大略奏聞、宸慮を可奉伺心得に御坐候。陸之事は承知仕候。可成尽力可仕候。早々頓首

十月二十八日

博文

内務大臣殿

〔註〕封筒表「内務大臣殿 博文 密親展」

七五 明治25年12月11日

後藤伯御談話之事情、詳細御示敬承仕候。末松御遣之上は尚亦同人よりも承候上、条例案一読愚見可申上候。後藤伯切迫之事情は、聊訝ケ敷事に被察候。其故は曾而小生へ相談有之候儀は、条例改正案着手相整候上は内閣へ差出、乞指揮度云々有之候而、如斯余地無之儀にはあらずと存居候事に候。其上改正条例議院に提出相成候前に、全国取引処頭取等へ相談可有之等之事は毛頭不承候。乍然今日と相成、右等之不都合を鳴らし候共、何の効能も有之間布に付、已代治へは如御申越異論を不主張様、篤と申談置候様可仕候。勿々拝復

十二月十一日

博文

世外老台

〔註〕封筒表「井上内務大臣殿 博文 密啓親展」

七六 明治25年^乙12月16日

昨夕は御多忙中私事之為懸御苦勞、恐縮之至に奉存候。其節御談話有之候改革上之御意見に付、詳細貴意之所在相窺置度、小

生は区々たる瑣事には更に拘泥不仕候故、貴意之俛御示可被下候。明日は内閣一統集会云々大臣より申来候に付、概略取極置不申而は、会議之席に而議論末節に涉候は、遷延之端と相成不面白候。今日は御用暇如何御示可被下候。夕景は少々差支候に付、万一御都合出来候へは幸甚也。為其。勿々頓首

十二月十六日

博文

世外老伯

〔註〕 封筒表「井上伯殿 伊藤博文 拝復」

七七 明治26年1月8日

新年休暇も僅に一日と相成、議會も愈明九日より御再開相成候に付而は、別而御繁劇之事不堪遙察候。竊思に、議會本年之終局も到底従前と無異、予算不成立と申之外有之間布被察候。右に付、愚案之大略御参考迄申上置候。議會目下之情勢を以、致推察候得は、増税二案を廢除し、僅に所得稅案を存し、巡洋艦を復活し、特別地価修正を執行せんとするもの如しと雖、是れ政府の同意を表し難き所にして、貴族院若し衆議院の決議を採納するか如きの形勢に際せば、政府は不得止、地価修正案撤回の外有之間布と存候。六十七条の費目は、縱令後日、政府に於て行政整理の結果に依り減削する事あるも、衆議院の査定案は断乎不同意を唱道して、之を排除するの外無之候。裁判構成法を改正して地方裁判に単独判事を用ゆるは、政府に於ても、之を認容するを得策とすべし。合議の結果は兎角責任を忌避し、

司法官近來の弊患到底不可永続は不待論、之を矯正するには、単独專任にして其責の歸する所を明にするに不如と存候。新聞條例の如きは、停止二週間あれば取締上充分の戒飭を加ゆるに足り可申と被察候に付、相応之処に而、得和衷候様有之と奉存候。熟思するに議會の病は既に入膏肓、通常の藥石の能く医療する所にあらずとも、政府も亦眼中独見有反対党、而して如不知有國民にては未免悖戾政理也。回顧すれば明治八年の春、木戸大久保二公会于大坂、竟に伴板垣婦。當時の形勢自から今日と雖有異、然れども、我輩処今日須學其寬容濶大襟度、蓋開国会容民議は、上聖皇の宸慮にして又先輩の所經画、而して之を完成する、頗至難の事業なり。諸公、若繙過去十年歴史、有思過半者矣。書外讓後鴻草略候。頓首再行

一月八日

博文

山県伯

黒田伯閣下

井上伯

再伸 博文微恙幸に漸次得快復候間、御省念奉仰候。實に此国歩艱難多忙の際臥病瘳、百事煩諸公、遺憾無窮事に候。不惡御諒恕可被下候。

〔註〕 封筒表「井上伯爵殿 伊藤博文 密啓親展」

封筒裏「一月八日」

七八 明治26年1月18日

華翰拝読、時下倍御清適敬賀仕候。議會之事情蒙御細報、鳴謝不啻候。新聞紙上に而大略は承知仕居候へ共、御細書之趣に依り尚亦御配慮之次第逐一拝承、実に不容易日夜御苦慮を煩候段、不堪遥察候。開会以來之經過に付孰考仕候へは、如何程之手段を尽し候共、到底今日之衝突に陥事は不可免之段と被察候に付、毫髪も遺憾は無之、政府反對党之意氣は畢竟其目眼顛覆に帰着仕候は如親火に候へは、縦令如何程之讓歩を為すも為其和衷協同に到候事は万々有之間布、彼は政府の不容民議を主唱仕候へ共、議會も政府に対し一步も不仮之事情に有之候故、政府は自己之自信する所を以、國家を維持するの外手段の施すへきなきは、当然之事と奉存候。彼等は多分再開之上、上奏或は信任投票に出る必定に可有之候処、信任投票は無頓着に捨置候共、更に差支無之様奉存候へ共、上奏案に対しては、詔書を以宸断の所在を御示相成候事必要乎と奉存候。勿論閣議も可有之候へ共、万一伊東御遣相成候へは、其節談合仕御参考に可供候。閉会中彼等之意中には、政府より誠協議ならんとの邪推も可有之候へ共、事茲に到候上、彼より申出候外政府より別段御着手之方便も有之間布と奉存候間、自然之結果に被委候事却而上策ならんと奉存候。臨機心變御処分は間不容髮に御決行相成候事に付、御高慮之俛に御施行被下、更に遺憾無之候。早々拝復

一月十八日

世外老閣坐石

博文

再伸 微恙大に快癒を覚候間、決而御懸念被下間布候。廿日過には一と先帰京可仕歎と奉存候へ共、未だ確とは難申上候。

〔註〕 封筒表「井上伯爵殿 博文 親展」

七九 明治26年2月14日

今晚品川子爵御尋問可申由、唯今承及候処、極而御難渋には可有之候へは、内閣以外え今日之決議相漏候時は、明日之談判、得隴望蜀、無論之事にして、予防必要と奉存候間、必御注意可被下候。且亦明朝は事誼に寄り議場に臨、一演説を試候つもりに付、何とかして是非明朝九字迄に山県出院仕呉候様、御尽力願上候。此際に当り、内閣内部分裂の意を、縦へ表面裏面に關せず相顯し候事、実に不容易と奉存候。今晚拝謁叡慮も相伺置候間、他は明朝御話可申上候。早々頓首

二月十四日

世外大伯

博文

〔註〕 封筒表「〔井〕上内務大臣殿 機密」

封筒裏「伊藤博文」

八〇 明治26年2月17日

只今陸奥渡辺両大臣談判を了りたり。種々議論有之候へ共、結局政府は、已に同意し得る者は表明したるに付、此上は同意不相成事を断言したり。彼等は、然れば予算委員会え其趣を報すべしとして、引取り候由に候間、最早成否共々彼等の責任なり。

早々頓首

二月十七日

内務大臣殿

博文

〔註〕封筒表「井上内務大臣殿 博文 密至急」

八一 明治26年2月17日

尊翰敬読仕候。御齒痛之趣、御自愛專一に奉存候。只今、陸奥渡辺両大臣、尾崎楠本石田三人と談判中に有之候。多分今晩は、為差事有之間布と存候故、御出院に不及候。何乎用事有之候へは、可申上候。早々頓首

二月十七日

世外大兄

博文

八二 明治26年3月14日

御繁劇拝察仕候。陳者、警視総監転勤之説漏洩、警視部内頗驚愕之趣に而、四方奔走是非留任を希望するの形勢に有之候。全体此事は甚懸念仕居候処、陸軍大臣御協議之旨も御噂有之候に付、熟和納得之上相纏り候事ならんと奉存候処、不図も今日承候処に而も、到底不面白結果を生候哉に被見受候。園田も転任と相成候へは、無論辭職之決心なるやに承及候。特に高崎親章を警保に御登庸は、余程不服之者も有之候由に而、或は彼か讒言に出さる乎の疑惑も有之由、又同人も僅に数月を出すして地方え転任と相成候は、移動無常の感を抱くもの相生候由に付、充分御注意專要と奉存候。農商務の劇進に付ても、頗物議有之

候処、内務は一層の關係不容場処旁操縦御面倒と奉存候。い細は、佐藤暢より申上候様申付置候に付、御聞取可被下候。為其。早々頓首

三月十四日

内務大臣殿

博文

〔註〕封筒表「内務省 井上内務大臣殿 伊藤博文 至急親展」
封筒裏「三月十四日午後三十分」

八三 明治26年4月4日

憲兵大佐三間正弘石川県令に、小畑美稻香川県令に被任之閣議案提出相成居候処、兩名共本人等内諾之上御申立有之候哉。三間は多年憲兵大佐奉職に候処、後任は如何に相成筈に候哉。御意見承り度候。早々頓首

四月四日

内務大臣殿
内務次官殿

博文

八四 明治26年4月9日

翰教敬読。来十五日西郷伯品川別邸集會之儀敬承。同日必參班可仕候。宿恙は其外為差異状無之候、御安神可被下候。不取敢
拝答。早々頓首
四月九日

世外老伯閣下

博文